

令和元年 第7回

共和町農業委員会総会

議事録

共和町農業委員会

令和元年 第7回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 令和元年6月25日(火) 午後 1 時 2 9 分 閉 会 令和元年6月25日(火) 午後 1 時 5 8 分							
場 所	共和町役場 3階 委員会室							
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名		出欠 の別	議席 番号	氏 名		出欠 の別
	1	菊池利昌		出席	11	上川洋一		出席
	2	高野孝志		出席	12	北井清春		出席
	3	森孝之		出席	13	石田吉光		出席
	4	高橋正志		欠席	14	中谷秀雄		出席
	5	澤田邦子		出席	15	小野公志		出席
	6	渡義則		出席	16	岡田政則		出席
	7	森英雄		出席	17	児玉和幸		出席
	8	新井裕之		出席	18	川上芳浩		出席
	9	藤田秀樹		出席	19	浦口義之		出席
	10	熊原正雄		出席	20	今村俊一		出席
事務局 (説明員)	氏 名			出欠 の別	氏 名			出欠 の別
	事務局長	石井広之		出席	農地係	佐藤圭介		出席
	農地係長	青山晃司		出席				
議事録 署名委員	3番 森孝之 委員			13番 石田吉光 委員				
日 程	議事日程						審議結果	
第 1	議事録署名委員の指名について						議長指名済	
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について						全件報告承認	
第 3	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について						許可相当	
第 4	議案第2号 現況証明願について						全件証明可	
第 5	議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について						全件原案可決	

(午後 1 時 2 9 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から令和元年第7回共和町農業委員会総会を開催致します。

4番 高橋委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

招集告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、3番 森委員、13番 石田委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第2 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第2 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○農地係長

今月の報告は5件です。

(報告第1号を朗読)

農地法第3条第2項第2号で定める、農地を買うことが認められている法人の五つの要件であります。形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の五つの要件を満たしていなければなりません。今回報告のあった5法人については、いずれも全ての要件を満たしていると考えます。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

今回の転用申請は1件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

申請地は、道道蕨岱国富停車場線、いわゆる発足街道沿いにある神恵川神社の隣、図の中央のやや下にある申請人宅から、北東へ約150m

先の道道沿いに位置し、申請地は網掛けをしております。申請の内容は、申請人宅隣の納屋の老朽化、並びに敷地と納屋が手狭となったため、経営地と隣接する農地に、乾燥調製施設を建設するものです。当該地の農地区分は、農用地区域内農地でありまして、農用地利用計画の用途は農地に指定されていることから、用途区分の変更が必要でございます。そのため、現在転用申請と併せて、共和農業振興地域整備計画において、1ha以下の農業用施設を建設する場合の軽微な変更手続きを進めており、用途区分が農地から農業用施設用地へ変更となる見込みです。農用地区域内農地は、原則、許可できない農地であります。農業振興地域整備計画の変更によって、農用地利用計画において指定された用途に供する場合には、例外的に許可が可能となっております。また、本申請地は水田であるため、土地改良区の受益地として賦課されておりましたが、この6月12日に行われた、土地改良区の総務委員会で、土地改良法に基づく地区除斥が承認されております。申請人の所有地に適当な土地がなく、施設の立地条件から居住地に近く、経営地と隣接する当該農地を選択したこと、また、転用による周囲への影響がないことなど、これらを勘案したとき、当該地の選定はやむを得ないと考えます。現地調査は、先週、19日の水曜日、児玉委員、中谷委員、藤田委員、小野委員の4名で行いました。なお、北海道農業会議への意見聴取は、30a以下の農地転用案件のうち、農業用施設の転用については、除外対象のため、意見聴取は不要となっております。よって、許可日は農業振興地域整備計画の軽微な変更手続承認後の、7月上旬を予定してございます。

- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
（「質疑なし」の声）
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第4 議案第2号 現況証明願について

- 議長 次に、日程第4 議案第2号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

- 農地係長 今回の願い出は2件です。
（議案第2号、議案書を朗読）

1番の申請地は国道276号線沿いの老古美にある、あさのホールから北東へ約400m、図の中央からやや右側にある、申請人宅に隣接し、申請地は網掛けをしております。昭和51年、生前贈与によって、現在の願出人が所有しております。申請地は、都市計画区域内に位置し、用途地域に指定されていない白地の土地でございます。また、農地区分は農用地区域外農地でありまして、多面的支払の対象地には該

当しておりません。申請地の状況ですが、平坦で、草地の状態となっております。参考として、今回の申請地の下側、梨野舞納●●番地■■は、10年前の平成21年6月30日付で、現況証明を交付しています。現地調査は、先週、17日の月曜日、菊池委員、高橋委員、北井委員の3名で行いました。調査の結果、非農地化から長期間が経過しており、土地の状況からは、農地の利用を確保する重要度は極めて低いと見込まれるため、願い出は妥当と考えます。なお、地目変更後については、未定と伺っております。2番の申請地は道道蕨岱国富停車場線沿いのきょうわ農協発足支所から南東へ約1.2km、図のほぼ中央にある申請人宅に隣接し、申請地は網掛けをしてございます。平成2年の換地処分に伴い、今の地番となっており、現在の願出人が所有しております。なお、申請地の農地区分は農用地区域外農地となっております。また、多面的支払の対象地には該当しておりません。申請地の状況ですが、平坦で大半が砕石やアスコンを敷いた状態、いわゆる雑種地となっております。現地調査は、先週、19日の水曜日、児玉委員、中谷委員、藤田委員、小野委員の4名で行いました。調査の結果、非農地化から長期間が経過し、土地の状況からは農地の利用を確保する重要度は極めて低いと見込まれるため、願い出は妥当と考えます。なお、地目変更後については、未定と伺っております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 次に、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長 今回は、貸借が4件です。

(議案第3号、議案書を朗読)

今回の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長 利用権設定各筆明細の1番は、北井委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(北井委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の1番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
北井委員は着席願います。
（北井委員 入室）
- 議長 北井委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
（北井委員 着席）
- 議長 ここで暫時休憩致します。
（休憩 13:56～13:58）
- 議長 会議を再開致します。
それでは、利用権設定各筆明細の1番を除く全件について、ご質疑を受けます。
（「質疑なし」の声）
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎閉会宣言

- 議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。
これにて、令和元年第7回共和町農業委員会総会を閉会します。

（午後 1 時 5 8 分 閉会）

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

令和元年6月25日

議長(農業委員会会長) 今村俊一 印

議事録署名委員3番 森孝之 印

議事録署名委員13番 石田吉光 印